

議案第13号

令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年 3月 2日 提出

身延町長 望月幹也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業収入		198,496	△ 8,000	190,496
	1. 事業収入	198,496	△ 8,000	190,496
2. 分担金及び負担金		1,816	690	2,506
	1. 負担金	1,816	690	2,506
3. 使用料及び手数料		22	220	242
	1. 手数料	22	220	242
4. 国庫支出金		74,767	△ 23,000	51,767
	1. 国庫補助金	74,767	△ 23,000	51,767
5. 繰入金		325,866	4,000	329,866
	1. 一般会計繰入金	325,866	4,000	329,866
7. 諸収入		3,010	2,590	5,600
	1. 雑入	3,010	2,590	5,600
8. 町債		118,700	21,700	140,400
	1. 町債	118,700	21,700	140,400
歳 入 合 計		723,341	△ 1,800	721,541

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道維持費		211,938	0	211,938
	1. 簡易水道管理費	211,938	0	211,938
2. 水道事業費		244,216	△ 1,800	242,416
	2. 簡易水道建設費	208,022	△ 1,800	206,222
歳 出	合 計	723,341	△ 1,800	721,541

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	63,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができる。	85,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業債	55,200	同上	同上	同上	55,300	同上	同上	同上
計	118,700				140,400			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収入	198,496	△8,000	190,496
2 分担金及び負担金	1,816	690	2,506
3 使用料及び手数料	22	220	242
4 国庫支出金	74,767	△23,000	51,767
5 繰入金	325,866	4,000	329,866
7 諸収入	3,010	2,590	5,600
8 町債	118,700	21,700	140,400
歳 入 合 計	723,341	△1,800	721,541

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 水道維持費	211,938	0	211,938		△ 1,500	6,910	△ 5,410
2 水道事業費	244,216	△ 1,800	242,416	△ 23,000	23,200	△ 2,000	
歳 出 合 計	723,341	△ 1,800	721,541	△ 23,000	21,700	4,910	△ 5,410

2. 歳入

(款) 1. 水道事業収入

(項) 1. 事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 簡易水道水道使用料	198,496	△8,000	190,496	1 現年度分	△8,000	現年度分
計	198,496	△8,000	190,496			

(款) 2. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

1 簡易水道負担金	1,816	690	2,506	1 加入者負担金	690	加入者負担金
計	1,816	690	2,506			

(款) 3. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

1 簡易水道手数料	22	220	242	3 開栓手数料	220	開栓手数料
計	22	220	242			

(款) 4. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1 簡易水道国庫補助金	74,767	△23,000	51,767	1 国庫補助金	△23,000	国庫補助金
計	74,767	△23,000	51,767			

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1 簡易水道一般会計繰入金	325,866	4,000	329,866	1 水道事業費繰入金	△2,000	建設費繰入金
				3 水道維持費繰入金	6,000	水道維持費繰入金
計	325,866	4,000	329,866			

(款) 7. 諸収入

(項) 1. 雑入

1 雑入	3,010	2,590	5,600	2 雑入	2,590	雑入
計	3,010	2,590	5,600			

(款) 8. 町債

(項) 1. 町債

1 水道事業債	118,700	21,700	140,400	1 簡易水道事業債	21,600	簡易水道事業債	23,100
						簡易水道事業債(公営企業会計適用事業)	△1,500
				2 過疎対策事業債	100	過疎対策事業債	
計	118,700	21,700	140,400				

8. 町債

簡易水道事業特別会計

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・配水池機械設備工事 ・配水池電気計装設備工事	
計	208,022	△1,800	206,222	△23,000	23,200	△2,000				